

省エネ基準の見直し等に伴う改正

- 省エネルギー対策等級を断熱等性能等級とし、基準の指標をこれまでの熱損失係数(Q)、日射取得係数(μ)から外皮平均熱貫流率(UA)、冷房期の平均日射熱取得率(ηA)に変更
- 一次エネルギー消費量を評価する基準(5-2)を導入し、低炭素建築物認定基準相当を最上位等級に設定
- 最上位等級(5-1断熱等性能等級は等級4、5-2一次エネルギー消費量等級は等級5)は、数値(外皮平均熱貫流率、冷房期の平均日射熱取得率、設計一次エネルギー消費量)の併記を可とする。

【現行】

5 温熱環境に関すること
5-1 省エネルギー対策等級

等級4 【H11基準相当】
等級3 【H4基準相当】
等級2 【S55基準相当】
その他(等級1)

【改正案】

5 温熱環境・エネルギー消費量に関すること

5-1 断熱等性能等級

5-2 一次エネルギー消費量等級

等級4 【H25基準相当】
等級3 【H4基準相当】
等級2 【S55基準相当】
その他(等級1)

等級5 【低炭素基準相当】
等級4 【H25基準相当】
その他(等級1)

等級4のみ数値の併記可
(●W/m²・K など)

等級5のみ数値の併記可
(●MJ/年・m²)

- ※5-1、5-2、5-1と5-2のいずれかで性能表示
- ※省エネ基準における一次エネルギー消費量と外皮性能のバランスに配慮するため、等級表示の数字はそろえる
- ※長期優良住宅については現行の「省エネ等級」から「断熱等性能等級」へ移行し対応

(意見数:41件)

○型式性能認定等、より多くの方法で評価が受けられるようにすべき

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
「5-1断熱等性能等級」において、住宅型式性能認定の対応を検討してほしい。	従来通り、基準に適合している場合の住宅型式性能認定は可能とする予定。
「5-1断熱等性能等級」において、仕様基準を適用して等級4を取得した場合に、一次エネルギー消費量を計算できるよう検討してほしい。	平成25年住宅省エネ基準の運用状況を踏まえ、検討。
「5-1断熱等性能等級」において、等級3、等級2における仕様基準も定めてほしい。	新築住宅においては、平成25年省エネ基準に適合することを誘導する観点から、仕様基準を設定するのは等級4のみ。

○数値併記の仕方について両論のご意見

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
「5-2一次エネルギー消費量等級」の等級5における数値併記について、太陽光発電等による総発電量を用いた一次エネルギー量も併せて併記可とすべき。	平成25年省エネ基準と整合(一次エネルギー消費量の算定においては、太陽光発電等の発電量は自家消費相当分のみ評価)。
最上位等級における数値の併記について、一戸建て住宅のみ適用すべき。	平成25年省エネ基準と整合。より高い性能を持つ住宅については、比較を可能とするため数値併記を導入。
最上位等級における数値の併記について、一戸建て住宅も共同住宅も適用すべきではない。	

○より高い等級の設定をすべき

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
住宅トップランナー基準の一次エネルギー消費量の計算過程において仮定されるQ値を用いて「5-1断熱等性能等級」に等級5、等級6を設定すべき。	平成25年省エネ基準、低炭素建築物認定基準といった他法令に基づく告示基準で明示されている内容をもとに設定。
ゼロエネルギー住宅について「5-2一次エネルギー消費量等級」において等級6として設定すべき。	(より高い性能を持つ住宅については、比較を可能とするため数値併記を導入。)

○省エネ法に基づく住宅省エネ基準の改正(H25.10)及びエコまち法に基づく低炭素建築物認定基準の制定(H24.12)に伴い、日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の省エネに関する部分を改正する。

- ①設備を含めた一次エネルギー消費量を評価する基準を導入
- ②外皮性能の計算方法の変更への対応

○一次エネルギー消費量については、省エネ基準よりも水準の高い低炭素建築物認定基準相当を最上位等級に設定する。

5 温熱環境に関すること
5-1 省エネルギー対策等級

等級4【H11基準相当】
等級3【H4基準相当】
等級2【S55基準相当】
その他(等級1)



5 温熱環境・エネルギー消費量に関すること

5-1 断熱等性能等級

5-2 一次エネルギー消費量等級

等級4【H25基準相当】
等級3【H4基準相当】
等級2【S55基準相当】
その他(等級1)

等級5【低炭素基準相当】
等級4【H25基準相当】
その他(等級1)

等級4のみ数値の併記可
(●W/m²・K など)

等級5のみ数値の併記可
(●MJ/年・m²)

※5-1、5-2、5-1と5-2のいずれかで性能表示

施行時期

- 平成27年4月施行予定
- 「5-1 断熱等性能等級」については、公布日より先行適用予定

※消費者委員会(8/27)において、日本住宅性能表示基準の改正について審議・議決